
図書館の自由

第 89 号 (2015 年 8 月)

日本図書館協会 図書館の自由委員会

<も く じ>

1. 図書館の自由に関する事例について
 - (1) [差別扇動本とされる蔵書の提供について](#)
 - (2) [神戸連続児童殺傷加害者手記『絶歌』をめぐって](#)
 - (3) [捜査機関から「照会」があったとき](#)
2. [ポール・スタージェス氏講演会「Intellectual Freedom Re-Examined」](#)
3. [新聞・雑誌記事スクラップ](#)
4. [平成 27 年度第 101 回全国図書館大会へのお誘い](#)
5. [おしらせ](#)
 - ・図書館の自由委員会について
 - ・「(仮称)図書館システム委員会」設置提案について
 - ・「図書館の自由に関する宣言」60 周年記念講演会 ほか

.....

1. 図書館の自由に関する事例について

(1) 差別扇動本とされる蔵書の提供について (2015 年 6 月 14 日公開)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/cmnt201507.html>

日本図書館協会 図書館の自由委員会は、「OoA.Against.Racism」から、協会の担当事務局あてに出された別掲の「公開質問状」を受け取りました。

そこでは、差別扇動本とされる蔵書の提供に関連して、日本図書館協会が掲げ、その普及に力を注いできた「図書館の自由宣言に関する宣言」(以下、「宣言」)に対して、とくに<「宣言第 2-1-(1)「人権またはプライバシーを侵害するもの」>条項についての、質問者の認識が述べられています。

この、「宣言」同条項についての委員会の見解は、以下に述べるとおりです。

これは以前から示していることで、あらためて示すものではありませんが、確認の意味で提示するものです。

差別扇動本とされる蔵書の提供について

2015 年 6 月

公益社団法人 日本図書館協会
図書館の自由委員会
委員長 西河内 靖泰

日本図書館協会は、「図書館の自由に関する宣言(1979 年改訂)」(以下「宣言」)を総会決議し、図書館の設置運営の基本原則について提示しています。

蔵書の提供については、「宣言」2-1 で、「国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。」と声明し、特定個人の「人権またはプライバシーを侵害するもの」や、「わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの」など以外は、市民の自由な利用に供することとしています。

「宣言」2-1-(1)の「人権」を広く解して市民のアクセスを制約することは、「国民の知る自由」という基本的な権利を、資料と施設の提供によって保障することをもっとも重要な任務とする図書館としては、慎重であるべきです。

宣言第 2-1-(1)の「人権またはプライバシーを侵害」について、「侵害するもの」と判断する基準を、「被害者の人権保護と著者の思想・表現の自由の確保とのバランス、および国民の知る自由を保障する図書館の公共的責任を考え」、「差別的表現は、特定個人の人権の侵害に直結するものを除き、制限項目に該当しない。」と規定しています(『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説 第 2 版』25～26 頁)。

2000 年には、これまでの検討事例を集約し、「差別的表現と批判された蔵書の提供について(コメント)」(別紙)を発表しました。

なお、資料の収集・提供・保存において、公立図書館は教育機関として自主的・自律的に判断するもので、当協会が個別の資料について収集の可否や提供の方法を指示することはいたしません。

以上

●差別的表現と批判された蔵書の提供について(コメント)

2000.11.16 JLA 図書館の自由に関する調査委員会

図書館界は 1970 年代から、部落差別や障害者差別をはじめ、差別を助長すると批判を受けた表現や資料の取り扱いについて論議を積み重ね、次のような共通の認識をつくってきました。

1. 差別の問題や実態について人々が自由に思考し論議し学習することが、差別の実態を改善するうえでは必要なことです。
2. 差別を助長すると批判された表現や資料を市民から遮断することは、市民の自由な思考や論議や学習を阻み、市民が問題を回避する傾向を拡大します。
3. 言葉や表現は、人の思想から生まれ思想を体現するものです。差別を助長する、あるいは侮蔑の意思があると非難される言葉や表現も同様です。そして図書館は思想を評価したり判定する、あるいはできる機関ではありません。
4. 批判を受ける言葉や表現は、批判とともにこの国の歴史的状況を構成しています。図書館は、ありのままの現実を反映した資料を収集・保存し、思想の自由広場に提供することを任務とし、また市民から期待されています。
5. 批判を受けた資料の取り扱いについては、特定個人の名誉やプライバシーを侵害する場合以外は、提供を行ないながら住民や当事者の意見を聞き、図書館職員の責任で検討し合意をつくるために努力することが必要です。このことは、『ピノキオ』についての図書館界の真摯な論議の貴重な到達点です。

(『図書館雑誌』vol.95, no.1(2001.2))

●図書館の自由に関する宣言(抜)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

(略)

第 1 図書館は資料収集の自由を有する。

- 1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない

い。

- 2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(略)

第 2 図書館は資料提供の自由を有する

1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの

(略)

2015 年 5 月 12 日受信

「マンガ嫌韓流」閉架願いについての「公開質問状」

日本図書館協会 図書館の自由委員会事務局様

私達は「反差別・反レイシズム」で活動を行っている「OoA.Against.Racism」の者です

私達は先月 19 日に晋遊舎で発行された「マンガ大嫌韓流」に関してその内容が特定の社会的少数者である「在日韓国・朝鮮人」らに対する差別と偏見と排除を意図して煽る内容であるとしこれらの出版物に対する抗議を展開しております。

その中で「マンガ大嫌韓流」の作者 山野車輪氏の同様の著作である「マンガ嫌韓流」が各地域の図書館に置かれていることに関して、「閉架措置」を求めていくと同時に「図書館の自由」という目標に活動されている「日本図書館協会」の見解についてお聞きしたいと考え「公開質問状」と言う形で文章を送付いたします。

私達は特定の社会的マイノリティである「在日韓国・朝鮮」の方々への攻撃を目的とする「マンガ大嫌韓流」を始め「嫌韓流」シリーズを「閉架措置」にするよう求めています。

それは「公共の福祉」を鏡見(ママ)て社会的少数者であっても公的・社会的に不利益であってはならないと考えているからにほかなりません、「公的」施設である「図書館」において現状で展開される差別を意図的に煽動する目的な書物を置くことは特定の「社会的少数者」の公的、社会的不利益をもたらすと考えております。

私達は「図書館の自由に関する宣言」<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>

『第 2 図書館は資料提供の自由を有する』1(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの』に照らし合わせ「マンガ嫌韓流」シリーズはこれらに該当すると考えております。

日本図書館協会の見解をお願いします。

※ 同文は <日本図書館協会 図書館の自由委員会様宛へ「マンガ嫌韓流」閉架願いについての「公開質問状」>(<http://ooaagainstracism.tumblr.com/post/118770365284>)として公開されている。

※「差別扇動本とされる蔵書の提供についての考え方を確認しました。質問者の言われる「特定の社会的マイノリティである「在日韓国・朝鮮」の方々への攻撃を目的とする」本については、出版社や書店での論議があり、

また、ヘイトスピーチについて法整備を求める動き、条例制定の動きもあります。

関連文献

- ・「売れるから「嫌中憎韓」書店に専用棚／週刊誌、何度も扱う」『朝日新聞』2014.02.11.
- ・「ヘイトスピーチと排外主義に加担しない出版関係者の会」『NO ヘイト！ 出版の製造者責任を考える』ころから 2014.10.
- ・福嶋 聡「ヘイト本の氾濫を前に 本の力と危険を自覚しつつ、言論で戦おう」『WEB RONZA』2015.01.19.
<http://webronza.asahi.com/journalism/articles/2015010800006.html>
- ・(社説)「ヘイトスピーチ 包囲網を狭めよう」『朝日新聞』2015.03.01.
- ・大泉実成ほか『さらば、ヘイト本！ 嫌韓反中本ブームの裏側』ころから 2015.05.
- ・「ヘイトスピーチ条例継続審議 大阪市議会案 慎重論が続出／早期の法整備 国に要請／抑止か表現の自由か／坂口正二郎・一橋大大学院教授(憲法)の話「規制より差別意識なくすこと大切」／師岡康子弁護士の話「赦さない姿勢示すため早く成立を」」『朝日新聞』2015.06.06.
- ・「ヘイトスピーチ 政府が実態調査」『朝日新聞』2015.07.03.
- ・「嫌中韓の本に投じる一石 書店、「反ヘイト」常設に／出版側、イベントやフェア」『朝日新聞』2015.07.08.夕刊
- ・「朝日新聞「報道と人権委員会 ヘイトスピーチ 憎悪の表現と法規制」『朝日新聞』2015.07.21.
長谷部恭男委員・早稲田大学教授「内容に基づく規制は慎重に」
宮川光治委員・元最高裁判事「差別解消へ理念法が必要だ」
今井義典委員・元 NHK 副会長「悪である」との意識共有を」

[<もくじ>に戻る](#)

(2) 神戸連続児童殺傷加害者手記『絶歌』をめぐって

◎図書館資料の収集・提供の原則について(確認)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/cmnt201507.html>

2015 年 6 月 29 日
公益社団法人 日本図書館協会
図書館の自由委員会
委員長 西河内 靖泰

1997 年に起きた神戸連続児童殺傷事件の加害者である元少年が書いたとされる手記『絶歌』が、2015 年 6 月 11 日に太田出版より刊行されました。

この書籍に関して、出版の是非や図書館での取り扱いをめぐって様々な報道がなされ、日本図書館協会へ図書館での取り扱いについて問い合わせが多く来ています。

図書館の自由委員会は、日本図書館協会がその普及に力を注いできた「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」(以下、「宣言」)に基づいて、図書館の資料収集・提供の原則について以下に確認します。

1. 「宣言」は、収集の制限を首肯していません。

(参考)

「宣言」主文の第 1 で「図書館は資料収集の自由を有する」とし、その副文では次のようにのべています。

「1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- (以下、略)」

2. 提供について、「宣言」は、提供制限は行わないという原則を示した上で、例外的に提供制限があり得る3つの制限項目(注1)を示し、さらに提供制限を行うことがあり得る3つの要件(注2)を確認しています。

(注1)

「宣言」主文の第2で「図書館は資料提供の自由を有する」とし、その副文で次のようにのべています。「1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料(以下、略)」

(注2)

私たちは、図書館が例外的に提供制限を行うことがあり得るのは、次の要件すべてに該当するときであるとの見解を、神戸連続児童殺傷事件の加害少年の供述調書を掲載した雑誌の取り扱いについて述べた〈参考意見〉(別掲)で示しています。

- (1) 頒布差し止めの司法判断があること
- (2) そのことが図書館に通知されていること
- (3) 被害者(債権者)が図書館に対して提供制限を求めた時であること。

各図書館におかれては、以上に示した原則に照らして日頃から主体的にご判断いただいているものと考えますが、本件は上記の提供制限要件には該当しないことを念のため申し添えます。

◎『絶歌』問題を機に図書館の自由について考え、行動しよう

<http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/zekka/>

2015年7月7日

図書館問題研究会第62回全国大会

『週刊新潮』(2015年2月15日号、同年3月12日号)での未成年の容疑者の実名報道や、神戸市連続児童殺傷事件の加害者(元少年A)が執筆した『絶歌』(太田出版)が刊行された件など、図書館の資料収集と資料提供の自由の問題を強く意識させられる事例が相次いでいます。

『絶歌』に関しては、遺族感情を理由に販売あるいは陳列を自粛する書店も出ました。同様に「図書館での購入はしない」「閲覧には制限を行う」などと表明した首長や教育委員会、図書館もあることが報道されています。また住民の一部からも収集に反対する声があがっており、一冊の本をめぐる図書館では動揺が広がっています。

このことは「図書館の自由に関する宣言」(以下「自由宣言」)を考え、行動する上でも非常に重要な問題であり、私たちは次のとおり全国の図書館員に呼びかけます。

- 1 「自由宣言」をふまえ、資料を後世に残すため十分な議論をし、各館の選書基準に基づいた資料収集・提供を行いましょう。
- 2 社会的に議論されている資料について、考えを深め、評価するのは住民一人ひとりです。住民が議論や研究をすすめるためにも、図書館は多様な資料を収集し提供していきましょう。
- 3 出版や言論の自由は保障されなくてはなりません。図書館はそれを守る砦として機能しています。図書館の自主規制や資料収集の偏向は、住民の「知る自由」を阻害し、調査・研究、議論の場を奪う結果になることを忘れずに対処しましょう。
- 4 過去、図書館は今回と同様の内容を含む案件に直面し、その都度「自由宣言」をふまえ、試行錯誤しながら解決の糸口を見出してきました。過去の事例と常に照らし合わせ冷静に対処をすれば、解決策は見出せます。圧力や一部の意見に屈することなく、焦らず拙速な判断を慎んで、この問題に取り組んでいきましょう。
- 5 各地域で情報を収集、共有し、図書館の自由が侵されないよう見守っていきましょう。特に図書館問題研究会の会員は、図書館の自由の問題に直面し悩んでいる図書館員のサポートや適切なアドバイスを行いましょう。
- 6 住民に対して、「自由宣言」を分かりやすく説明し、理解を求めていきましょう。

◎連続児童殺傷事件加害男性の手記『絶歌』について

標記の図書(元少年A著、太田出版発行)について、神戸市立図書館では、事件が発生した地元の図書館として、ご遺族の心情に寄り添い、また人権擁護の観点から、「神戸市犯罪被害者等支援条例」の趣旨に基づき、所蔵しないと決定しました。

市民の皆様には、ご理解をいただきますようお願いいたします。

平成27年6月23日
神戸市立図書館

◎『絶歌』の出版について(太田出版)

<http://www.ohtabooks.com/press/2015/06/17104800.html>

2015年6月11日、太田出版は『絶歌』を出版しました。

この本は1997年に神戸で起きた通称神戸連続児童殺傷事件の加害者である元少年Aが事件にいたる経緯、犯行後の社会復帰にいたる過程を自ら綴ったものです。

なぜ遺族の了解を取らずに出版したのか、遺族の気持ちをどう考えているのか、なぜあのような猟奇的殺人者の本を出すのかなど、出版後、多くの批判をいただいています。

本書は、決して本人の弁解の書ではありません。いわんや猟奇殺人を再現したり、忌まわしい事件への興味をかき立てることを目的にしたものではありません。

本書は、加害者本人の手で本人の内面を抉り出し、この犯罪が起きた原因について本人自身の言葉で描いたものです。

深刻な少年犯罪が繰り返される中、なぜそのようなことが起きたのかをそれぞれの事件の加害者自身が語ることはほとんどありません。一つには機会があってもそれを表現するだけの力を持つ者がいないということがあります。加害者の心の闇は謎のままです。

神戸連続児童殺傷事件はその猟奇性ゆえ、また加害者が14歳の少年であったことなどから社会に衝撃を与え、人々の脳裏に深く刻み込まれる事件となりました。「少年A」というそもそもは匿名を表す表記が、多くの人にとってそのまま神戸連続児童殺傷事件の記憶に結びつくという特異なそして少年犯罪の代表的な事件です。少年犯罪が起こるたびに神戸の事件は言及され分析されてきました。

本書に書かれた事件にいたる彼の記述を読むと、そこには大人の犯罪とは明らかに異なる、少年期特有の、性的衝動、心の揺れなどがあつたことがわかります。そしてそれだけの内面的な乱れを抱えながらも、事件が起きるまで彼はどこにでもいる普通の少年でした。彼が抱えていた衝動は、彼だけのものではなく、むしろ少年期に普遍的なものだと思います。彼は紙一重の選択をことごとく誤り、前例のない猟奇的殺人者となってしまいました。彼の起こした事件は前例のない残虐な猟奇的事件でしたが、それがいかに突出したものであろうと、その根底には社会が抱える共通する問題点が潜んでいるはずで、社会は、彼のような犯罪を起ささないため、起させないため、そこで何があつたのか、たとえそれが醜悪なものであつたとしても見つけ考える必要があると思います。

本書の後半は主に、彼の更生、社会復帰にいたる関係者の協力、本人の心境の変化が赤裸々に描かれています。何をもって更生が成つたかを判断するのは難しいことですが、彼は国のシステムの中で更生したとされ社会に復帰しました。

彼が類例のない猟奇的犯罪を犯しながら、比較的早い時期に社会復帰を果たしたのは、少年法が存在したからです。法により生きることになり、社会復帰を果たした彼は、社会が少年犯罪を考えるために自らの体験を社会に提出する義務もあると思います。

彼の手記には今にいたるも彼自身が抱える幼さや考えの甘さもあります。しかしそれをも含めて、加害者の考えをさらけ出すことには深刻な少年犯罪を考える上で大きな社会的意味があると考え、最終的に出版に踏み切りました。

本書の出版がご遺族の方々にとって突然のことであつたため、あの事件をようやく忘れようとしているご遺族の心を乱すものであるとしてご批判を受けています。そのことは重く受け止めています。

私たちは、出版を検討するにあたり、その点を意識しなかつたことはありませんでした。本書がその内容よりも、出版それ自体の反響として大きくマスコミに取り上げられるであろうことや、それによって平穩へと向かいつつあるご遺族のお気持ちを再び乱す結果となる可能性を意識しました。

それを意識しつつも、なお出版を断念しえず、検討を重ねました。

出版は出版する者自身がその責任において決定すべきものだと考えます。出版の可否を自らの判断以外に委ねるということはむしろ出版者としての責任回避、責任転嫁につながります。

出版後、ご批判の声が多数届いています。同時に「少年Aのその後が気になっていたので知ることができてよかった」「自分の息子が将来加害者の側になるのではないかと心配している。少年Aの心の動きを知ることができて参考になった」等のご意見も多数いただいています。

私たちは、出版を継続し、本書の内容が多くの方に読まれることにより、少年犯罪発生の背景を理解することに役立つと確信しております。

ご遺族にも出版の意義をご理解いただけるよう努力していくつもりです。

2015年6月17日
株式会社太田出版
代表取締役社長 岡 聡

◎「この道はいつか来た道―「絶歌」をめぐる―(こらむ図書館の自由)

井上 靖代

好奇心は猫をも殺すという。この好奇心は何だろう。人の場合必ずしも覗き見的好奇心だけとは限らない。知的好奇心の幅は広い。

自由委員会では、過去の事例を鑑みて、「絶歌」の図書館での対応に関する原則を確認した(HP 参照)。マスコミが大きくとりあげたためか、JLA に一般からの厳しいご意見やご批判を複数受け取った。個人としての感情と同調した知事や図書館長までが、当該図書を収集対象にしない、あるいは提供制限を行うと表明した。が、専門職司書としての判断は別である。

「図書館の自由に関する宣言」解説では、“人権またはプライバシーを侵害する”資料に関しては制限する可能性があるとしている。人権とは何だろう。プライバシーとは何だろう。この曖昧な表現への対応を明らかにす

るには、過去の事例の検討が参考になる。つまり、出版頒布差し止めの司法判断ができた場合、かつ、そのことを伝聞ではなく図書館が認識しており、さらに被害者が直接当該図書館に正式に要請したという条件下では対応を検討することとなる。でなければ、人権・プライバシー侵害に反対するという御旗の下に、とめどもなく図書館での資料収集・提供制限が行われかねない。

図書館員は個人的感情に流されず、専門職として判断していかななくてはならない。ノンフィクションかフィクションか、地域資料あるいは犯罪心理学や社会学の学術研究資料として分類することも考えられる。箱というトップにとらわれて身動きできない猫には資料評価する知的な好奇心はない。知的な好奇心を活性化させ、過去の事例を検討し、判断しよう。この道はいつか来た道、である。

(『図書館雑誌』8月号掲載予定原稿より)

※関連記事等

新聞記事等

- ・「加害元少年、手記出版 神戸連続児童殺傷事件」『朝日新聞』2015.06.10.
- ・「神戸事件・加害男性が手記出版 連続児童殺傷の元少年」『上毛新聞ニュース』2015.06.10. 01:18
http://www.jomo-news.co.jp/ns/2015061001001057/news_zenkoku.html
- ・「神戸事件手記、加害男性持ちかけ「伝える意味ある」と版元」『上毛新聞ニュース』2015.06.10 PM 09:07
http://www.jomo-news.co.jp/ns/2015061001001863/news_zenkoku.html
- ・「神戸・須磨連続児童殺傷事件 加害元少年が手記出版」『神戸新聞』2015.06.10.夕刊
- ・「加害男性の手記「今すぐ出版中止を」土師さん 神戸連続殺傷事件」『神戸新聞 NEXT』2015/6/10 13:01
<https://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201506/0008109910.shtml>
- ・「神戸児童殺傷 加害男性の手記「出版中止を」相次ぐ注文／被害者の父「思いは無視された」／「社会全体の教訓に」審判を担当 元家裁判事」『朝日新聞』2015.06.11.
- ・「神戸・連続児童殺傷事件 手記出版に遺族反発 「元少年自ら希望」と社長」『神戸新聞』2015.06.11.
- ・「神戸・連続児童殺傷事件 手記の出版社に抗議文 遺族「極めて配慮欠き悪質」」『神戸新聞』2015.06.14.
- ・「手記回収求め遺族が申入書 神戸児童殺傷事件」『朝日新聞』2015.06.14.
- ・「「絶歌」啓文堂書店では販売せず 元少年A手記」『上毛新聞ニュース』2015.06.15.PM 06:41
http://www.jomo-news.co.jp/ns/2015061501001774/news_zenkoku.html
- ・太田出版「『絶歌』の出版について」2015.06.17. <http://www.ohtabooks.com/press/2015/06/17104800.html>
- ・「神戸事件手記の出版継続、増刷へ 販売自粛の書店も」『上毛新聞』2015.06.17. PM 08:09
http://www.jomo-news.co.jp/ns/2015061701001409/news_zenkoku.html
- ・「神戸・連続児童殺傷事件「手記」 地元書店、割れる対応 撤去か販売か 閲覧可否悩む図書館」『神戸新聞』2015.06.17.
- ・「神戸・連続児童殺傷事件「手記」出版今後も継続 版元 社会的意味を強調／[兵庫]県立図書館閲覧制限へ」『神戸新聞』2015.06.18.
- ・「神戸児童連続殺傷 「加害者手記」 書店が苦慮／兵庫県立図書館館外貸し出しせず／版元は出版継続方針」『毎日新聞』2015.06.18.
- ・「神戸連続殺傷加害男性の手記 「絶歌」増刷へ 遺族の回収要求を拒否 週刊売り上げ1位／兵庫県立図書館貸し出しせず「遺族感情に配慮」」『中日スポーツ』2015.06.18. [2015年6月17日 20時04分]
<http://www.chunichi.co.jp/s/article/2015061701001409.html>
- ・(メディアタイムズ)「書店・図書館 悩む対応 神戸児童殺傷 加害元少年の手記／「扱いに配慮を」市長異例の要請／評論家の武田徹さんの話「遺族・社会感情考慮は」」『朝日新聞』2015.06.20.
- ・「手記出版、幻冬舎に当初持ちかけ 神戸事件の加害者」『上毛新聞』2015.06.20. PM 04:46
http://www.jomo-news.co.jp/ns/2015062001001575/news_zenkoku.html
- ・「神戸・連続児童殺傷事件「手記」 書店「配慮」明石市長要請 条例根拠 市立図書館購入せず」『神戸新聞』2015.06.20.
- ・「神戸連続児童殺傷事件 加害者手記広がる波紋／「配慮」か「問題提起」か悩む業界／遺族への出版不通知に批判も」『神戸新聞』2015.06.21.

- ・「神戸連続児童殺傷事件の加害男性の手記、図書館での貸し出し制限「やむを得ない」兵庫県知事」『産経 WEST』2015.6.22 20:10 <http://www.sankei.com/west/news/150622/wst1506220073-n1.html>
- ・(表現のまわりで)『「絶歌」出版を考える 上 加害者は語りうるか』『朝日新聞』2015.06.23.
森達也さん 映画監督・作家「出版に条件あり」賛同できない」
諸澤英道さん 常磐大学教授「文学的脚色多く、真摯さ伝わらず」
- ・「神戸・連続児童殺傷事件の手記 出版是非「読者が判断を」 知事 遺族抗議めぐり見解」『神戸新聞』2015.06.23.
- ・「『「絶歌」購入しない」「地元」神戸市立図書館が対応発表 神戸事件加害者手記」『産経 WEST』2015.6.23 20:33
<http://www.sankei.com/west/news/150623/wst1506230084-n1.html>
- ・「児童殺傷の元少年の手記 図書館で対応分かれる」『NHK NEWS WEB』2015.06.23. 18:46
- ・「元少年の手記 神戸市の図書館が購入見送り」『NHK NEWS WEB』2015.06.23. 20:36
- ・「神戸事件手記、介入すべきでない 兵庫知事」『47NEWS』2015.06.0022 20:07【共同通信】
<http://www.47news.jp/CN/201506/CN2015062201002278.html>
- ・「兵庫県知事「一般の良識ある読者が判断」「酒鬼薔薇本」販売」『スポニチ』2015.06.23. 05:30
<http://www.sponichi.co.jp/society/news/2015/06/23/kiji/K20150623010593590.html>
- ・「神戸・児童殺傷加害者手記 市立中央図書館「購入せず」」『朝日新聞』2015.06.24.神戸地域版
- ・「神戸・連続児童殺傷「手記」9 市町購入見送り 県内図書館「理解得られない」／加害男性の手紙 遺族受け取らず」『神戸新聞』2015.06.24.
- ・「加害男性の手紙 遺族受け取らず」『神戸新聞』2015.06.24.
- ・「加害男性の手記「絶歌」[愛媛]県立図書館、購入せず」『愛媛新聞 online』2015.06.25.
<http://www.ehime-np.co.jp/news/local/20150625/news20150625019.html>
- ・「[香川]県内図書館分かれる判断／神戸事件の手記「絶歌」」『四国新聞』2015.06.26 09:52
http://www.shikoku-np.co.jp/kagawa_news/social/20150626000198
- ・「神戸事件、元付添人弁護士が印象語る「社会で生きる意欲ある」」『上毛新聞ニュース』2015.06.26. AM 07:44 http://www.jomo-news.co.jp/ns/2015062601001122/news_zenkoku.html
- ・「神戸連続児童殺傷の手記 図書館の対応二分」『群馬新聞』2015.06.27. AM 11:00
<http://www.jomo-news.co.jp/ns/5114353622643982/news.html>
- ・「「絶歌」ふさわしくない 金沢市長、図書館貸し出しで」『中日新聞』2015.06.27.
<http://www.chunichi.co.jp/hokuriku/article/news/CK2015062702100005.html>
- ・「購入判断分かれる 加害者手記「絶歌」めぐり栃木県内の図書館」『下野新聞』2015.06.28.
<http://www.shimotsuke.co.jp/news/tochigi/local/news/20150628/2003576>
- ・日本図書館協会図書館の自由委員会「図書館資料の収集・提供の原則について(確認)」2015.06.29.
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/cmnt201507.html>
- ・「手記「絶歌」:貸し出し制限に該当せず…図書館協会が見解」『毎日新聞』2015.06.29. 21:07
<http://mainichi.jp/select/news/20150630k0000m040079000c.html>
- ・「神戸児童殺傷手記「絶歌」:加害者による出版、遺族感情巡り波紋」『毎日新聞』2015.06.29. 東京朝刊
<http://mainichi.jp/shimen/news/20150629ddm004040174000c.html>
- ・「元少年の手記「制限するケースに当たらず」」『NHKWEB ニュース』2015.06.29. 16:35
- ・(表現のまわりで)『「絶歌」出版を考える 下 何が読み取れるのか』『朝日新聞』2015.06.30.
荻上チキさん 評論家「退院後の話掘り下げていけば」
斎藤環さん 精神科医・筑波大教授「嗜虐の衝動書いて封じ込めた」
- ・「WEB RONZA 「絶歌」を糾弾する日本の空気」『朝日新聞』2015.06.30.
- ・「絶歌」地元書店ではビニールパック販売も／特集」『日刊スポーツ』[2015.07.06. 09:57 紙面から]
<http://www.nikkansports.com/general/news/1502661.html>
- ・「絶歌は最低限遺族の了解必要だった／大谷昭宏氏の目」『日刊スポーツ』[2015.07.06. 09:58 紙面から]
<http://www.nikkansports.com/general/news/1502659.html>
- ・図書館問題研究会第 62 回全国大会「『絶歌』問題を機に図書館の自由について考え、行動しよう」2015.07.07.

- <http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/zekka/>
- ・「「絶歌」扱いに悩む道内図書館 神戸連続児童殺傷の加害者手記」『北海道新聞』2015.07.07. 08:02
<http://dd.hokkaido-np.co.jp/news/life-topic/life-topic/1-0153826.html>
 - ・「「絶歌」貸し出しは成人のみ 滋賀県立図書館が方針」『中日新聞』2015.07.07. 20:12
<http://www.chunichi.co.jp/s/article/2015070790201234.html>
 - ・「神戸事件手記 滋賀も貸出制限」『NHK NEWS WEB』2015.07.07. 18:30
<http://www3.nhk.or.jp/lnews/otsu/2065855691.html?t=1436264205771>
 - ・「「絶歌」、悩む図書館 未成年に閲覧制限、保存の価値…」『京都新聞』2015.07.08
<http://www.kyoto-np.co.jp/top/article/20150708000017>
 - ・「「絶歌」は20禁扱い…滋賀県立図書館」『産経west』2015.07.08 07:11
<http://www.sankei.com/west/news/150708/wst1507080015-n1.html>
 - ・「「絶歌」出版1カ月 印税2千万円超、匿名…「少年法の陰に隠れて卑怯」問われた出版の良識、内容に社会性はあったのか」『産経west』2015.07.09 05:00
<http://www.sankei.com/west/news/150709/wst1507090011-n1.html>
 - ・「神戸連続殺傷遺族の山下京子さん 元少年手記思い踏みにじられた / 赦しとは何か見つからず」『神戸新聞』2015.07.10.
 - ・「元少年A手記 悩む図書館」『読売新聞』2015.07.10.
 - ・「連続児童殺傷事件・元少年Aの手記「絶歌」 図書館で対応分かれる」『WEB みんなのぼろ』(苦小牧民報社) 2015.07.10. <http://www.tomamin.co.jp/20150727721>
 - ・「「絶歌」に対する井垣氏の記事 文芸春秋と同氏に抗議文 神戸家裁」『産経ニュース』2015.07.14 21:08
<http://www.sankei.com/west/news/150714/wst1507140076-n1.html>
 - ・「神戸家裁: 元裁判官に抗議 「絶歌」で雑誌に投稿」『毎日新聞』2015.07.14. 22時30分
<http://mainichi.jp/select/news/20150715k0000m040119000c.html>
 - ・「少年審判の信頼損なう…家裁が文芸春秋に再抗議」『読売オンライン』2015.07.14. 21時26分
<http://www.yomiuri.co.jp/national/20150714-OYT1T50130.html>
 - ・「加害者の出版、法規制を 「絶歌」問題で遺族が要望書」『産経ニュース』2015.07.15 11:08
<http://www.sankei.com/life/news/150715/lif1507150024-n1.html>
 - ・「加害者の出版に法規制を 神戸児童殺傷事件の遺族ら要望」『朝日新聞DIGITAL』2015.07.15 18時12分
<http://www.asahi.com/articles/ASH7H53MZH7HUTIL037.html>
 - ・「加害者の出版、法規制求める 神戸連続児童殺傷の遺族」『日本経済新聞』2015.07.15. 23:20
http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG15H6J_V10C15A7CR8000/
 - ・「加害犯罪者の出版規制を 須磨児童殺傷 遺族、自民に要望書」『神戸新聞』2015.07.15.夕刊
 - ・「「絶歌」購入しない決定 神戸連続児童殺傷事件の手記 [群馬]県立図書館」『上毛新聞ニュース』2015.07.16. AM 11:00 <http://www.jomo-news.co.jp/ns/2814370084679977/news.html>
 - ・「犯罪加害者の出版規制 法相「慎重な検討必要」」『神戸新聞』2015.07.17.夕刊
 - ・「神戸・連続児童殺傷: 手記出版「法規制慎重に」 上川法相見解」『毎日新聞』2015.07.17.東京夕刊
<http://mainichi.jp/shimen/news/20150717dde041040050000c.html>
 - ・「神戸事件手記、図書館の対応割れる 貸し出し制限、購入見送りも」『さきがけ on the web 秋田のニュース』2015.07.20 16:05 更新 <http://www.sakigake.jp/p/akita/topics.jsp?kc=20150720i>
 - ・「神戸児童連続殺傷 「絶歌」扱い悩む図書館 購入「利用者から要望」/購入せず「遺族感情に配慮」」『茨城新聞』2015.07.28. http://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=14380060891571

雑誌記事

- ・佐々木央「酒鬼薔薇聖斗 少年A神戸連続児童殺傷 家裁審判「決定(判決)」全文公表 裁判所が認定した事実こそ少年事件を考える原点であるべきだ」『文藝春秋』93巻6号 2015.05. p.314~342
- ・「少年A「手記」出版禁断の全真相」『週刊文春』57巻24号 2015年6月25日号 p.22~35.
- ・見城徹「酒鬼薔薇聖斗から手紙を受け取った私が、3度会い、生活費400万円以上を貸して、太田出版に紹介

するまで」見城 徹(幻冬舎社長)『週刊文春』57 巻 24 号 2015 年 6 月 25 日号 p.22~26.

・「『絶歌』裏切られた両親と支援者 担当弁護士「すべてが無になりました」同級生「手記は美化され過ぎ」
『週刊文春』57 巻 24 号 2015 年 6 月 25 日号 p.26~29.

・「柳田邦男、関川夏央、高山文彦、久田 恵、片田珠美 ほか 祖母の遺影前での精通から猫惨殺まで 私はこ
う読んだ」『週刊文春』57 巻 24 号 2015 年 6 月 25 日号 p.30~35.

・篠田博之「手記出版をめぐる騒動をどう見るか 元少年 A『絶歌』から何を読み取るべきなのか」『創』45 巻 6 号
2015.08. p.54~61

・香山リカ「こころの時代」解体新書 元少年 A『絶歌』を読んで」『創』45 巻 6 号 2015.08. p.76~80.

・森達也「極私的メディア論 第 96 回 『絶歌』に思うこと」『創』45 巻 6 号 2015.08. p.82~85.

・佐藤優「ナショナリズムという病理 第 89 回 元少年 A の手記出版をどう見るか」『創』45 巻 6 号 2015.08. p.86
~89.

・井垣康弘「決定(判決)を下した元判事が初めて明かす 元少年 A『絶歌』に書かなかった真実」『文藝春秋』93
巻 9 号 2015.08. p.138~147.

・奥野修司「少年 A の自己愛、私は絶対に許さない」『文藝春秋』93 巻 9 号 2015.08. p.148~154.

・栗原裕一郎「元少年 A『絶歌』について」『文學界』69 巻 8 号 p.196~199.

・武田砂鉄「反省してない! 若者の“心の闇” 『絶歌』の軽薄さを軽薄に済ませる日本社会」『金曜日』23 巻 25 号
2105.07.03. p.26~27.

・(出版界スコープ)「『絶歌』の出版について、太田出版が公表文をホームページにアップ」『出版ニュース』2384
号 2015.07 月上旬 p.37~38.

・青木理、香山リカ、中島正純「読んで何が分かったのか 少年 A のベストセラー『絶歌』 どう読むのが正しいの
か」『週刊現代』57 巻 24 号 2015.07.04. p.52~55.

・田井郁久雄「『絶歌』の出版と図書館の対応」『風』no.171 2015.07.05. p.1~2.

・WEB マガジン等の記事

・渋井哲也「【神戸児童連続殺傷事件】元少年 A の告白本『絶歌』出版の是非」『東京ブレイキングニュース』
2015.06.11. <http://n-knuckles.com/media/mass/news001986.html>

・渋井哲也「元少年 A 手記には「3 つの重大な疑問」について書かれていないー果たして彼は本物なのか?」『ト
カナ』2015.06.13. http://tocana.jp/2015/06/post_6624_entry.html

・渋井哲也「どうして人を殺してはいけないのか?」元少年 A の結論とは?ー『絶歌』から加害者心理を読む」
『トカナ』2015.06.16. http://tocana.jp/2015/06/post_6648_entry.html

・松谷創一郎「元少年 A『絶歌』が刺激した日本の“空気”(上) 日本社会に必要なのは「感情」ではない」
『WEB RONZA』2015.06.24. <http://webronza.asahi.com/culture/articles/2015062300003.html>

・松谷創一郎「元少年 A『絶歌』が刺激した日本の“空気”(中) “サブカル”的に描かれた「僕の物語」
『WEB RONZA』2015.07.02. <http://webronza.asahi.com/culture/articles/2015062900003.html>

・福嶋聡「『絶歌』は、「正義」ではなく、法で判断したいー本の存在と内容、2 種類の批判に反論する」
『WEB RONZA』2015.07.02. <http://webronza.asahi.com/culture/articles/2015070100008.html>

・篠田博之「篠田博之が考察 『絶歌』への反発はなぜこれほど広がったのか」『IRONNA』2015.07.04?
<http://ironna.jp/article/1607>

・渋谷哲也「元少年 A『絶歌』の出版が投げかけたもの」『マガジン航』2015.07.13.
<http://magazine-k.jp/2015/07/13/zekka/>

テレビ番組

・「クローズアップ現代 No.3679 “元少年 A” 手記出版の波紋」2015 年 7 月 2 日(木)放送

http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail_3679.html

http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3679_all.html

・「特集・キャッチ! 世界の視点 問われる“犯罪手記”の是非」2015 年 7 月 13 日(月)放送

<http://www.nhk.or.jp/catchsekai/marugoto/2015/07/0713.html>

・「NNN ドキュメント “元少年 A”へ ～神戸児童連続殺傷事件 手記はなぜ～」制作:読売テレビ 放送時間:
2015 年 7 月 19 日(日)24:55～ <http://www.ntv.co.jp/document/>
再放送:2015 年 7 月 26 日(日)11:00～、BS 日テレ 2015 年 7 月 26 日(日) 7:00～/24:00～、CS「日テレ
NEWS24」

[<もくじ>に戻る](#)

(3) 捜査機関から「照会」があったとき

2011年に実施した「図書館の自由に関する全国公立図書館調査」で、捜査機関からの貸出記録等の照会を受けたことのある館は192館(945館のうち20.3%)館でした。うち提供した館が113館(58.9%)となっています。貸出記録だけでなく、登録の事実や登録年月日、最終貸出年月日などについての照会もあるでしょう。このようなとき、図書館の自由の観点から確認しておくといふことを以下にまとめてみました。

1. 『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説 第 2 版』より、「第 3 図書館は利用者の秘密を守る」(34 頁～)の項目を参照すると、利用事実も利用者のプライバシーに属することであって、「法令との関係」(39 頁)の記述より、“刑事訴訟法第 197 条第 2 項「捜査に関し公務所への照会」ができることを規定している”が、“照会に応じなかった場合の罰則規定はない”ことがわかります。

単純に言えば、「警察からの照会に緊急性が認められるか否か図書館で判断する。緊急性がなければ、照会状による提供は断る。警察はそれでも情報がほしければ、捜索差押令状を裁判所に請求して出してくる(任意捜査から強制捜査に)。」ということになります。

2. 個人情報保護法制との関連では、利用目的外の第三者に開示する場合は本人の承諾が必要ですが、「法令に基づく」開示請求については本人承諾不要となっています。

総務省の解説 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/question05.html#5-7 によると、「利用目的以外の利用・提供をし得るとするものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではありません。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要があります。」としています。

合理的な理由(正当な理由)がないときは照会に応じる義務があると解されているが、公務員の守秘義務は正当な理由となります。この「職務上知り得た秘密」は、「公務員がひろくその担当する職務を行ううえでしることのできた行政の客体側の個人的秘密をも含む」(渡辺重雄さんが『知る自由の保障と図書館』102 頁で通説文献を紹介)とされています。

3. 一方、警察庁の内部通達ではプライバシー保護と逆方向の考え方を示していますが、これについての考え方を米田渉氏が「捜査関係事項照会について」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.109,no7.(2015 年 7 月)で示しています。

捜査関係事項照会について

米田 渉

図書館に警察から捜査関係事項照会の問合せが来たときにどのような対応をされていますか？図書館の利用事実は、個人の内心の自由に関わる重要な個人情報ですので、自由宣言にある「利用者の秘密を守る」ため答えていないと思います。

ところが、個人情報を重視する方向と違う動きもあります。1999 年に警察庁は「捜査関係事項照会書の適正な運用について(通達)」において「公務所等は報告することが国の重大な利益を害する場合を除いては、回答を拒否できないものと解される」という通達を出しています。また、「原動機付自動車に係る所有者情報の取扱いについて(通知)」(平成 17 年 3 月 29 日付総税企第 70 号)によると、(地方税法第 22 条の守秘義務に関して)捜査関係事項照会については、相手方に報告すべき義務を課すものである旨閣議決定され、報告義務を伴うことが明確化されました。このように義務であること強調されてきています。

各自治体の個人情報保護条例の逐条解説においても大きく 2 つの解説があるようです。一つは、個人情報

報保護条例の定めるところによらず、個々の法令等の規定の趣旨、目的、対象行政文書の内容、求めに応ずることにより生ずる支障等を総合的に勘案して個別具体的に判断するものとしているところ(新潟県など)で、それとは違って、上記の通達、通知を踏まえたような外部提供が義務付けられている具体例として捜査関係事項照会を挙げているところ(三重県など)もあります。

改めて確認すると、捜査関係事項照会への対応の原則は、地公法第 34 条に規定する守秘義務よりも重大な公益上の必要が認められるときに限られると解釈されています。従って、照会が来たときにあわてないように、前もって照会を受けたときに把握すべきことを再確認しておくことだけでなく、例規の解釈でプレが生じないように自治体の法規担当部署との意思疎通を図っておくことが必要ではないでしょうか。

(よねだ わたる: 成田市役所, JLA 図書館の自由委員会)

4. これまでの事例を振り返ると、照会書による捜査が利用者のプライバシー保護と衝突した初めてのケースは、「警視庁の係官による都立中央図書館の複写申込書閲覧」(『図書館の自由に関する事例33選』149～152頁)でした。『図書館は利用者の秘密を守る』(図書館と自由第9集)の中では、渡辺重男「図書館利用者のプライバシーの権利—図書館に対する捜査機関の介入との関連で」(100頁～)、福地明人「刑事訴訟法第197条二項をめぐって」(126頁～)、久岡康成「刑事司法と「利用者の秘密を守る」図書館の責務—捜査への協力は不可避か」(135頁～)の項目で、捜査機関からの照会について詳しく論じています。また、地下鉄サリン事件に係る国立国会図書館利用記録押収事件をきっかけに開催したセミナー記録「図書館利用者の秘密と犯罪捜査」を『現代の図書館』Vol.34 No.1 (1996.3)の40～57頁に掲載しています。

『図書館と法』の第10章「図書館とプライバシーの保護」(176～178頁)にも、簡潔な解説がありますのでご確認ください。

5. 『図書館雑誌』連載の「こらむ・図書館の自由」ではいろいろな事例を紹介しています。3. で最新の1篇を転載しましたが、こらむは図書館の自由委員会のサイトにも掲載しています。関連こらむを拾ってみました。

・「照会書」や「令状」に出会ったら(1)～(5)(吉本紀) Vol.86, No.2, 3, 5, 9(1992.2～9)、Vol.87, No.1 (1993.1)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column01.html#199202>

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column01.html#199203>

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column01.html#199205>

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column01.html#199209>

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column01.html#199301>

・図書館と個人情報保護 (山根義雄) Vol. 88. No. 5 (1994.5)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column01.html#199405>

・サリン事件と『みどりの刺青』をめぐって(野瀬里久子) Vol.89, No.3(1995.3)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column01.html#199503>

・オウム教団捜査に関わる懸念(山家篤夫) Vol. 91, No. 1 (1997.1)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column02.html#199701>

・貸しビデオ店のガイドライン(伊藤昭治) Vol. 91, No. 10 (1997.10)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column02.html#199710>

・図書館の自由の境界(和田匡弘) Vol. 94, No. 9 (2000.9)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column02.html#200009>

・遺失物法の改正(伊沢ユキエ) Vol. 102, No. 1 (2008.01)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column04.html#200801>

・一枚の紙片、その後(田中 敦司) Vol. 103, No. 6 (2009.06)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column04.html#200906>

・貸出冊数も厳密にいうと個人情報の一つか(白根一夫) Vol. 104, No. 2 (2010.02)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column04.html#201002>

・まずは、足元を見直すことから(河田 隆) Vol. 106, No. 6 (2012.06)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column04.html#201206>

・岡崎市立図書館事件の「これから」(前川敦子)Vol. 105, No. 6(2011.06)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column04.html#201106>

・図書館の法律顧問―「調査嘱託」の事例から(山家篤夫)Vol. 108, No. 5(2014.5)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column05.html#201405>

・図書館と防犯カメラ―図書館にふさわしい運用基準を―(鈴木章生)Vol. 109, No. 1(2015.1)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column05.html#201501>

[<もくじ>に戻る](#)

2. ポール・スタージェス氏講演会「Intellectual Freedom Re-Examined」

ラフバラ大学名誉教授(図書館情報学) Paul Sturges 氏が来日されるのにあわせて講演会が開催されました。スタージェス氏は国際図書館連盟(IFLA)の表現の自由と情報への自由なアクセス委員会(FAIFE)2 代目委員長(2003-2009)で、世界各地で図書館の自由についての講演等をおこなわれています。2010 年には、長年の功績により、英国女王から OBE (Officer of the Order of the British Empire) 勲章を授与されています。

<関西会場> 日時: 2015 年 5 月 31 日 場所: 同志社大学今出川キャンパス良心館(RY305 教室)

主催: 同志社大学図書館司書課程 後援: 日本図書館協会図書館の自由委員会

<東京会場> 日時: 2015 年 6 月 6 日 場所: 青山学院大学青山キャンパス(第 17 号館 3 階, 17310 教室)

主催: 青山学院大学教育学会 共催: 日本図書館協会図書館情報学教育部会, 図書館の自由委員会

関西会場での講演会記録は『同志社大学図書館学紀要』(今年 7 月刊予定)に掲載されますが、本誌では、参加者によるレポートを紹介します。

◎ポール・スタージェス氏講演会を聴講して

5 月 31 日に同志社大学で行われたラフバラ大学名誉教授・IFLA の FAIFE 元委員長ポール・スタージェス氏の講演「Intellectual Freedom Re-Examined」を聴講した。

要旨は以下のとおり。

知的自由は図書館や情報を扱う仕事にとって大事なテーマである。世界人権宣言 19 条は表現の自由を規定している。図書館の場合、出版された本、公表された情報を提供することが関わる。図書館の利用者が受けるべき権利である。図書館員は利用者が情報を受け取ることを守らなければならない。それが知的自由の原則を支持するということである。

世界で知的自由に対して様々な主張や異議申し立てがなされる。シャルリー・エブド事件はその典型例であり、世界では人権宣言 19 条は必ずしも受け入れられていない。ライフ・バダウィはサウジアラビアで宗教に対する批判を行い、逮捕・投獄された。知的自由の保障は日本では普通のことだが、サウジアラビアではそうではない。サウジアラビアは石油産出国であり、多くの政治家がこの事件に反対しなかった。その中で、スウェーデン外務大臣マルゴット・ウォールストームが反対を表明した。これに対しイスラム協力機構(OIC)はサウジアラビアを擁護し豊かで多様な倫理規範を認めるべきだと主張した。

倫理規範が豊かで多様ということがありうるのだろうか、そしてそれはよいことなのか。19 条は普遍的なものであるが、この統一的規範と豊かで多様な倫理は並列しうるのか。

文化の多様性は歓迎すべきものだが、倫理は普遍性を持つものである。たとえば性別による平等性、殺人の否定などである。女性の地位は北欧とイスラム圏ではちがうだろう。殺人も多くの国では犯罪だが、ある社会では必ずしも悪いことではなく殺人の権利が認められる場合もある。また、戦争の権利や死刑の実行も存在する。サムエル・ライマン・アトウッド・マーシャルの研究によれば、20%の人間はトレーニングにより殺人の行使が可能になるという。

1697 年、エジンバラでトーマス・エイキンヘッドは真実を求めるのは本能であると主張した。これは個人のための主張であった。共同社会同士では価値観の衝突が起きる。共同社会の価値と個人の知的自由は並存するだろうか。先のマーシャル調査では、20%の人が受動的であり権威を受け入れる、60%は噂などの娯楽の情報や毎日の生活に関係する瑣末な情報を追い求める、残りの 20%が自由な精神を持つという。

知的自由を好ましいと思わない社会があるならば、好ましいと思わない人の心理学的調査が必要となる。神経科学の分野から知的自由の理論的根拠を見出す試みがある。脳の発達には情報の自由な流れが必要である。情報・知識を自由に獲得することは子どもが大人になろうとする上で大切なことである。

倫理原則以上のものとしての知的自由が存在する。知的自由は哲学概念ではなく、生物学が存在するために必要なものである。

関西会場での質疑

Q1. ヘイトスピーチに関する図書館の判断について、ヨーロッパの事例を紹介してほしい。

A ヘイトは他者への感情的な攻撃である。また、事実でないことや誤解を招く内容を述べるという問題点がある。これらの提案は暴力を伴う。暴力的な発言も有罪となる。ヘイトスピーチをする人に公開ディベートなどリベラルな形で話をさせてみるのが大切だ。

オーストリアではヒトラーの『わが闘争』の所持が禁止されている。これは図書館の原則上は誤りだ。出版物をつくるのは表現の自由である。よい図書館員は知的自由の中で資料を選んでいく必要がある。

Q2. 軍事機密と知的自由の関係について

A イギリスでは知的自由と軍事機密は並存している。一国家の秘密は国家間では簡単に知ることができる。政府は国民に対して機密を守っているように見せたいだけだ。政府が情報を出すことは大切であり、エドワード・スノーデンのような人物も求められている。

Q3. ICT の発達によってプライバシー在り様は変化するか

A 他人に個人情報を知られたくないという思いがある一方、SNS などそれらがあふれている。情報漏えい等の被害に遭ったとしてもオンラインサービスを受け続ける人がいるのは、情報社会に価値を見出しているからだ。

以上 (文責:天谷真彦)

なお、東京会場では、子どもの成長と情報、中国の状況、IFLAで行っていること、イギリスの図書館の運営について、企業による運営下での知的自由はどう考えたらよいか、アメリカとイギリスの知的自由の状況の違い、などについて質疑があった。

[<もくじ>に戻る](#)

3. 新聞・雑誌記事スクラップ

2015 年 4 月まで(補充)

・「明日も喋ろう “異”見をつなぐ 1 信じる道が違ってても」『朝日新聞』2015.04.29.

2015 年 5 月分

- ・佐々木央「酒鬼薔薇聖斗 少年A神戸連続児童殺傷 家裁審判「決定(判決)」全文公表 裁判所が認定した事実こそ少年事件を考える原点であるべきだ」『文藝春秋』93巻6号 2015.05. p.314~342
- ・「忍び寄る… 憲法 68 年ひょうご 上 牙むくネットの悪意 “慰安婦捏造”報道の裏で／元朝日記者採用に脅迫メール 神戸松蔭苦渋の撤回／「教育環境優先」教授会議論深まらず／「言論の自由を」広がった共感 北星学園大は雇用継続」『神戸新聞』2015.05.02.
- ・「忍び寄る… 憲法 68 年ひょうご 中 放送法盾に政治介入 切り崩される報道の自由／西宮市長の「偏向報道取材拒否」批判の裏で一定の支持 もの言えぬ空気醸成を懸念」『神戸新聞』2015.05.04.
- ・「忍び寄る… 憲法 68 年ひょうご 下 憲法授業自粛ムード 「政治的中立」広がる波紋／教育と行政「片寄」

回避に苦心／権力者の顔色うかがう社会 言論の多様性はどこに」『神戸新聞』2015.05.05.

- ・(社説)「憲法記念日に 平和や自由が揺らいでないか」『神戸新聞』2015.05.03.
- ・「政流考 選挙の空洞化・形骸化 民主主義 教科書から学ぶ」『神戸新聞』2015.05.03.
- ・「サイバー攻撃、社員持ち出し… 大手 10 社で情報流出 過去 5 年間 外国機関の犯行事例も」『神戸新聞』2015.05.04.
- ・「阪神支局襲撃事件から 28 年 今こそ自由に表現を 次世代へ「自分で見て考えて」」『朝日新聞』2015.05.04.
- ・「「権力監視 真実報道を」 西宮・市民団体が集い」『朝日新聞』2015.05.04.
- ・「朝日新聞阪神支局襲撃事件から 28 年 メディアの役割議論 神戸 言論の自由考える集会」『神戸新聞』2015.05.04.
- ・「小尻記者の遺影に手を合わせ 「真相追及が供養に」 西宮」『神戸新聞』2015.05.04.
- ・「「マイナンバー」個人情報流出懸念 反対運動影潜め 住基ネット導入時とは様変わり／利便性が先行「危機感はある」／企業も苦慮 対応済みは 17%／県内市町活用姿勢に温度差」『神戸新聞』2015.05.10.
- ・「10 月通知開始「マイナンバー」 普及狙い自治体独自案 県内 14 市町コンビニで住民票交付など」『神戸新聞』2015.05.10.
- ・「改革派中国誌当局が圧力 事前検閲強め人事も介入」『朝日新聞』2015.05.12.
- ・「教えて！マイナンバー 1 全員に 12 桁番号狙いは？ 年金や納税情報管理効率化／個人情報保護に課題／10 月に各世帯へ通知 年明けから利用開始」『朝日新聞』2015.05.13.
- ・「個人情報保護法改正案衆院通過 同意なき利用拡大も」『朝日新聞』2015.05.22.
- ・「個人情報使い道 拡大の可能性 専門家「予想外に広い」」『朝日新聞』2015.05.22.
- ・(社説)「中国の弾圧 人権弁護士を釈放せよ」『朝日新聞』2015.05.23.
- ・(民主主義はいま 考)「憲法語る大学トップの思い 個人の尊重 反「全体主義」の証し 同志社大・大谷実総長に聞く／「自由の抑圧」懸念 和歌山大学長／発言、批判恐れずに 取材記者の視点」『朝日新聞』2015.05.26.
- ・「改革派メディアに圧力か 中国当局が「指導」 編集幹部停職に」『朝日新聞』2015.05.26.
- ・(社説)「個人情報保護 「匿名社会」広がらないか」『神戸新聞』2015.05.27.

2015 年 6 月分

- ・天谷真彦「「図書館の自由」を広く理解してもらうために」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.109,no.6 2015.06. p.
- ・「選挙公報、ネット保存へ 「公約点検できず」批判受け 総務省、削除方針を転換」『神戸新聞』2015.06.01.
- ・「消される言葉 天安門事件から 26 年 上 中国 NGO 封じ込め／運動前に拘束脱退求める／周体制思想の流入を警戒／海外との連携敵視」『朝日新聞』2015.06.02.
- ・「消される言葉 天安門事件から 26 年 下 物言えぬ都会も農村も／犠牲者追悼 墓参りさえ許されず／強制撤去 不満訴えた青年変死／大学教育 脅かされる学問の自由」『朝日新聞』2015.06.03.
- ・「年金情報 125 万件流出 機構にサイバー攻撃」『朝日新聞』2015.06.02.
- ・「年金情報大量流出 手口巧妙化防御に限界 悪用の恐れ否定できず／マイナンバー制に暗雲」『神戸新聞』2015.06.02.
- ・「年金情報流出 判明後、公表まで 20 日超 添付ファイル感染対策、終始後手に」『神戸新聞』2015.06.02.
- ・「職員 PC から流出か 年金個人情報を保存」『朝日新聞』2015.06.03.
- ・「年金情報管理ずさん ネット接続の職員 PC に個人情報／機構の運用専門家「論外」」『朝日新聞』2015.06.03.
- ・(社説)「年金情報流出 再発と二次被害を防げ」『朝日新聞』2015.06.03.
- ・(社説)「年金情報流出 マイナンバーは大丈夫か」『神戸新聞』2015.06.03.
- ・「年金 4 情報流出 1 万 6000 人 機構、番号変更に 3 カ月 衆院厚労委集中審議／内規違反、無防備な情報管理」『神戸新聞』2015.06.04.
- ・「年金情報悪用の恐れは 「なりすまし」「のぞき見」できてしまう？」『朝日新聞』2015.06.05.
- ・「年金情報とマイナンバー 連携時期見直し検討 甘利氏」『神戸新聞』2015.06.05.夕刊
- ・「米職員情報 400 万件流出 政府システム標的 中国ハッカーと報道」『神戸新聞』2015.06.05.夕刊
- ・「令状なく GPS 捜査違法 大阪地裁「プライバシー侵害」／証拠採用せず／明確な法規定なし」『朝日新聞』2015.06.05.夕刊

- ・「令状なし GPS 捜査違法 大阪地裁 収集証拠を採用せず 府警の窃盗事件」『神戸新聞』2015.06.05.夕刊
- ・「GPS 割れる司法判断 令状なし「違法」・共犯の公判は「妥当」戸惑う捜査現場」『朝日新聞』2015.06.06.
- ・「警察は個人の権利守れ」GPS 違法捜査弁護団、法整備訴え」『神戸新聞』2015.06.06.
- ・「ヘイトスピーチ条例継続審議 大阪市議会案 慎重論が続出／早期の法整備 国に要請／抑止か表現の自由か／坂口正二郎・一橋大大学院教授(憲法)の話「規制より差別意識なくすこと大切」／師岡康子弁護士の話「赦さない姿勢示すため早く成立を」」『朝日新聞』2015.06.06.
- ・「年金情報流出 共有データ、ずさん管理 機構職員証言 不要分削除怠り拡大」『神戸新聞』2015.06.07.
- ・「年金情報流出何が問題？ 職員のミス協調は筋違い／個人情報保護に詳しい熊谷俊人千葉市長／リスク前提の仕組みが必要／基本動作初歩の初歩欠く」『朝日新聞』2015.06.07.
- ・「香港の学者、自作の小説中に「天安門事件」講義の打診、突然キャンセル」『朝日新聞』2015.06.11.
- ・「米情報機関も流出可能性 中国ハッカー攻撃 職員の個人データ」『朝日新聞』2015.06.11.
- ・山田健太「表現の自由 認識欠く危うい法律、国会で続々」(メディア時評・審議法案の違憲性)『琉球新報』2015.06.13. 15:26 <http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-244238-storytopic-229.html>
- ・「戦後 70 年ゼロからの希望 11 プラング文庫／検閲の傷痕丹念に追う／渡米 39 年、二人三脚で／奥泉栄三郎・圭子夫妻の歩み」『神戸新聞』2015.06.14.
- ・日本図書館協会図書館の自由委員会「差別扇動本とされる蔵書の提供について」2015.06.14.公開
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/cmnt201507.html>
- ・古谷浩一(風 北京から)「言論統制へのエッジボール」『朝日新聞』2015.06.20.
- ・「池上彰の新聞ななめ読み元法制局長官の安保法案批判 同じ発言 トーン大違い」『朝日新聞』2015.06.26.
- ・「「沖縄 2 紙左翼に乗っ取られている」自民勉強会議員が発言」『朝日新聞』2015.06.26.夕刊
- ・「「広告料減らせ」「沖縄 2 紙つぶせ」自民の報道規制論に批判／野党抗議、自民が陳謝」『神戸新聞』2015.06.26.夕刊
- ・「自民勉強会 与野党から批判 議員「マスコミ懲らしめる」百田氏「沖縄 2 紙つぶさな」／首相「事実なら遺憾」／(視点)異論抑え込む自民／2 紙抗議「言論弾圧」『朝日新聞』2015.06.27.
- ・「自民勉強会 沖縄・報道の自由威圧 「広告料なくなるのが一番」「沖縄のゆがんだ世論」主な発言／首相陳謝せず「私的な会」／百田氏「冗談のつもり」／「報道の自由否定する暴論」沖縄 2 紙共同声明(全文)／(考論)砂川浩慶・立教大学准教授(メディア論)の話「「つぶせ」権力のおごり」『朝日新聞』2015.06.27.
- ・「「民意つぶす」沖縄反発 自民勉強会・百田氏発言に／住民「本土に誤解広がる」／松井・大阪知事 百田氏を擁護／メディア労組相次いで抗議」『朝日新聞』2015.06.27.
- ・(社説)「自民の傲慢は度し難い 異常な「異論封じ」」『朝日新聞』2015.06.27.
- ・「報道規制発言 「言論封じ」に批判拡大 首相釈明、安保審議に痛手」『神戸新聞』2015.06.27.
- ・「報道規制発言 沖縄「露骨な言論封殺」自民と百田氏に反発噴出／沖縄 2 紙が共同抗議声明／新聞労連も文書で抗議」『神戸新聞』2015.06.27.
- ・「報道規制発言 安保停滞 焦り暴発／政権透ける「異論排除」の体質／首相「わびるのは当事者のみ」／沖縄 2 紙つぶさないと」百田氏「冗談だ」／勉強会での発言要旨「普天間飛行場周辺は商売になる。選らんで住んだのは誰か」『神戸新聞』2015.06.27.
- ・(社説)「自民の報道批判 言論を統制するつもりか」『神戸新聞』2015.06.27.
- ・「百田氏発言「看過できず」報道規制 沖縄選出の野党議員」『神戸新聞』2015.06.27.夕刊
- ・「自民、青年局長を更迭 勉強会代表「報道威圧」巡り処分」『朝日新聞』2015.06.28.
- ・「報道威圧 反発・戸惑い 自民勉強会 民放「ひきょうだ」／企業は冷ややか／百田氏説明「潰せ、は人気なくなって欲しい」こと」『朝日新聞』2015.06.28.
- ・「自民、報道圧力で一斉処分 青年局長役職停止 1 年 発言 3 氏厳重注意」『神戸新聞』2015.06.28.
- ・「報道圧力で一斉処分 自民緊迫必至の收拾／谷垣氏「安保致命傷の恐れ」／「戦前回帰」沖縄は反発／百田氏反論「何が弾圧か」」『神戸新聞』2015.06.28.
- ・「報道圧力 野党追及緩めず 自民幹事長謝罪、沈静化急ぐ」『神戸新聞』2015.06.29.
- ・「百田氏、沖縄 2 紙を再び批判「本気でつぶれたらいい」／沖縄の経済人ら「危うい状況だ」報道圧力に批判」『神戸新聞』2015.06.29.

・「自民・報道圧力問題で沖縄 2 紙／沖縄タイムス編集局次長市川達也氏「反対意見封じる政権の本質」／琉球新報編集局次長松本剛氏「狭量と独善、民主主義壊す」」『神戸新聞』2015.06.29.

・(メディアタイムズ)「自民勉強会発言どう伝えた 各紙威圧に危機感／異例の社説速報・多くが批判／新聞協会など抗議声明公表／翁長知事「百田氏は沖縄知らない」議会で批判」『朝日新聞』2015.06.30.

・「報道圧力問題 見えぬ収拾 首相沈黙／出演規制 自民内に不満も／野党、責任追及に勢い／翁長沖縄知事「自民は錯誤」政権の慢心指摘／「表現の自由ないがしろに」新聞協会が抗議声明」『神戸新聞』2015.06.30.

2015 年 7 月分

・米田渉「捜査関係事項照会について」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.109,no.7 2015.07. p.419.

・「「図書館の自由」ニューズレター・電子版(無料)の発行について」(NEWS)『図書館雑誌』vol.109,no.7 2015.07. p.420.

・JLA 図書館の自由委員会「「図書館の自由に関する宣言」60 周年記念講演会」『図書館雑誌』vol.109,no.7 2015.07. p.448.

・「大西議員「懲らしめる」発言 報道圧力また“本音”／自民、早期決着図るも「全てご破算」／幹部「人前に入るな」／青年局長更迭に不満も」『神戸新聞』2015.07.01.

・「報道威圧発言 続く余波 処分の大西氏「問題ない」／自民ピリピリ火消し奔走／(考論)映画作家の想田和弘さんの話「主権者声をあげて」／西田亮介・立命館大学特別招聘准教授(情報社会論)の話「露骨な圧力目立つ」」『朝日新聞』2015.07.02.

・「報道圧力問題 放送業界波紋 与党テレビ出演突然欠席／失言恐れ? 重要課題議論できず」『神戸新聞』2015.07.02.

・「報道威圧への危機感「共有したい」／沖縄 2 紙編集局長会見／県議会・特派員協会抗議」『朝日新聞』2015.07.03.

・「報道威圧 苦言相次ぐ 自民派閣会合「足引っ張る結果」」『朝日新聞』2015.07.03.

・「ヘイトスピーチ 政府が実態調査」『朝日新聞』2015.07.03.

・「政界飛び交う「言論の自由」 報道威圧発言・TV「街の声」に抗議／「議員に被害者意識」「言いつばなし」／思想家内田樹さん「黙れ」は認められない」『朝日新聞』2015.07.03.

・「報道圧力問題 「言論の自由への挑戦」 沖縄 2 紙編集局長が批判」『神戸新聞』2015.07.03.

・「自民各派 報道圧力問題で苦言 処分議員所属 細田派は会合中止／外国特派員協会「深い憂慮」表明」『神戸新聞』2015.07.03.

・「Q&A 自民党の報道圧力問題 「政権のおごり」批判相次ぐ」『神戸新聞』2015.07.03.

・「報道威圧 首相「私に責任」 国会答弁 自民勉強会巡り」『朝日新聞』2015.07.03.夕刊

・「報道圧力問題 首相、責任認め陳謝 「非常識な発言、大変遺憾」」『神戸新聞』2015.07.03.夕刊

・「自民改憲漫画が物議 党是 PR のため作成 「自由制限する気まんまん」批判も／漫画の作成に携わった磯崎陽輔・自民党憲法改正推進本部事務局長の話「制定の経緯知って」」『朝日新聞』2015.07.04.夕刊

・「報道威圧発言に抗議 沖縄で集会 首相に謝罪求める／対話を継続 知事と官房長官」『朝日新聞』2015.07.05.

・「嫌中韓の本に投じる一石 書店、「反ヘイト」常設に／出版側、イベントやフェア」『朝日新聞』2015.07.08.夕刊

・図書館問題研究会第 62 回全国大会「安全保障関連法案に反対するアピール」2015.07.07

<http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/ampo/>

・「機密扱う公務員への身辺調査基準 核心部分の非開示容認 大阪地裁／春名幹男・早稲田大客員教授(インテリジェンス論)の話「調査事項の明示最低限のルール」」『朝日新聞』2015.07.10.

・「人権派弁護士ら 50 人連行 中国全土で一斉に」『朝日新聞』2015.07.12.

・「中国、弁護士ら 50 人拘束 周政権 異例の大規模抑圧」『神戸新聞』2015.07.12.

・「中国弁護士ら連行 107 人に 過去最大規模 反体制活動を弾圧」『神戸新聞』2015.07.13.夕刊

・「反体制活動未然に阻止 中国、人権派弁護士を大量摘発 経済悪化、抗議拡大を懸念」『神戸新聞』2015.07.14.

・「弁護士ら連行 120 人に 中国公安省が指揮／活動家との連携警戒」『朝日新聞』2015.07.14.

・斎藤美奈子「わたしの紙面批評 報道威圧発言 大きく報道 何が問題か指摘 反対姿勢もっと迫力示して」

『朝日新聞』2015.07.14.

- ・「児童ポルノ「単純所持」処罰対象に きょうから、黙認批判受け」『神戸新聞』2015.07.15.
- ・「拘留弁護士側に圧力 中国当局「倫理に反した」」『朝日新聞』2015.07.16.
- ・「中国当局が圧力 雑誌編集長辞任／炎黄春秋「お別れの手紙」で明かす／楊繼繩前炎黄春秋編集長「憲法は、言論や出版の自由を保障している」」『朝日新聞』2015.07.17.
- ・「道徳教科書 高いハードル／小中学校で教科化 文科省が指針／編集者「美談」偏重から脱却へ」『神戸新聞』2015.07.17.夕刊
- ・「耕論 GPS 捜査」『朝日新聞』2015.07.18.
 - 金岡繁裕さん 弁護士「厳格な条件つけ立法急げ」
 - 久保正行さん 元警視庁捜査 1 課長「迅速な捜査 令状で縛るな」
 - 斎藤貴男さん ジャーナリスト「国家と自由 徹底議論を」
- ・(表現のまわりで)「加害者が語ることの意味 映画「沖繩うりずんの雨」ジャン・ユンカーマン監督／「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」共同代表の高里鈴代さんの話「映像に耐えられない人もいるはず」『朝日新聞』2015.07.21.
- ・「朝日新聞 報道と人権委員会 ヘイトスピーチ 憎悪の表現と法規制」『朝日新聞』2015.07.21.
 - 長谷部恭男委員・早稲田大学教授「内容に基づく規制は慎重に」
 - 宮川光治委員・元最高裁判事「差別解消へ理念法が必要だ」
 - 今井義典委員・元 NHK 副会長「悪である」との意識共有を」
- ・「昼間たかし」“雑誌の図書館”大宅壮一文庫でも児童ポルノの複写制限を開始」『おぼたる』[2015.07.21]
<http://otapol.jp/2015/07/post-3392.html>
- ・「「安保法案反対」私たちの危機感 各界から抗議声明相次ぐ／「有事には動員される」港湾労働者 「表現の自由侵害懸念」図書館関係者」『神戸新聞』2015.07.22.
- ・「韓国情報院、国民監視か ハッキング技術購入 野党追及」『朝日新聞』2015.07.22.
- ・「誤り指摘 51 ヲ所放置 堺市教委 中学社会の副読本」『朝日新聞』2015.07.22.
- ・「文科省批判の作品 作者に改変求める 都現代美術館」『朝日新聞』2015.07.25.夕刊
- ・「作者「撤去求められた」 美術館側「作品を尊重」 都現代美術館の企画展」『朝日新聞』2015.07.26.
- ・「被害生徒の父、少年法改正訴える 佐世保高1殺害から1年」『日本経済新聞』[電子版] 2015.07.27. 23:44
http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG27HCL_X20C15A7CC1000/
- ・「駅前広場で政権批判 行事中止に 姫路市「利用趣旨合わぬ」 主催側「表現の自由ある」」『朝日新聞』2015.07.28.
- ・高橋源一郎(論壇時評)「狂気」とみなされる怖さ」『朝日新聞』2015.07.30
- ・津田大介(あすを探る メディア)「忘れられる権利」日本は」『朝日新聞』2015.07.30.

2015 年 8 月分

- ・小林健治、山田健太、有田芳生「6・11 シンポジウム 第 2 部 ヘイトスピーチ規制をめぐる大議論」『創』45 巻 6 号 2015.08. p.36~45.

[<もくじ>に戻る](#)

4. 平成 27 年度第 101 回全国図書館大会へのお誘い

101 回目を迎える今年の全国図書館大会・東京大会は、2015 年 10 月 15 日(木)~16 日(金)、国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に「図書館は地域の広場 生きる力」をテーマとして開催されます。第 1 日のシンポジウム「図書館とまちづくり」に続き、第 2 日は 22 の分科会(半日単位)と展示が予定されています。図書館の自由分科会(午前)のほか、学校図書館部会との共催による学校図書館 2 の分科会(午後)でも図書館の自由について論議します。多くの参加者をお待ちしています。

・図書館の自由分科会(第 11 分科会・午前)

大会第 2 日の午前 9 時~12 時、「図書館の自由と個人情報保護の現在を考える」をテーマとして開催します。

基調報告: 図書館の自由・この一年 西河内靖泰(JLA 図書館の自由委員会委員長) この一年間の図書館の自由に関する事例をふりかえり、自由委員会の論議と対応を報告します。

基調講演: ビッグデータとプライバシー保護 宮下紘(中央大学総合政策学部(准教授)) マイナンバー制度開始を目前として個人情報保護法改正案が示されるなど、ビッグデータ活用と個人のプライバシー保護の調整が社会の関心事となっています。また、「忘れられる権利」と「表現の自由」や「知る権利」との調整も論議されています。基調講演では憲法、情報法を専門とし、個人情報保護法制について研究されている宮下紘先生に最新の動向と問題点をお話しいたします。

研究協議 図書館においては従来から読書の秘密を守る立場で、図書館利用にかかわるさまざまな情報を慎重に取り扱ってきています。が、1984 年に議決された「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」だけでは ICT 技術のもたらす問題に対処できなくなっています。研究協議では、あらためて図書館利用者の秘密を守ることについての考え方を提起して議論します。

・学校図書館 2(図書館の自由委員会共催)(第 5 分科会・午後)

午後 1 時半～4 時半、「学校図書館における図書館の自由を考える」をテーマとして開催します。

図書館の自由に関する宣言にあるように、学校図書館にも図書館の自由は基本的に妥当します。しかしながら、学校教育にかかわるとい理由から、学校図書館における図書館の自由はさまざまな場面で危うい状況に晒されています。記憶に新しいところでは、『はだしのゲン』の提供制限問題があります。図書館の自由の担い手たるべき学校司書も、学校図書館法の改正によって法律に位置付けられたものの、専門性の面でも身分の面でも不十分なところが多いのが実態です。

本分科会では、学校図書館で図書館の自由を実践することの意義をあらためて確認しつつ、図書館の自由を根付かせるために、課題がどこにあり、どのように克服していくべきかについて議論します。

基調講演: 渡邊重夫(北海学園大学非常勤講師)

報告①: 図書館資料への意見に直面して一校内での合意形成から学んだこと 宮崎健太郎(埼玉県立新座高校学校司書)

報告②: 学校図書館における図書館の自由をめぐる状況について 高橋恵美子(日図協・学校図書館部会長、法政大学兼任講師)

[<もくじ>に戻る](#)

5. おしらせ

◎図書館の自由委員会について

委員長: 西河内靖泰 副委員長: 伊沢ユキエ(東地区)、熊野清子(西地区)

新任: 富田穰治(国立国会図書館)、千錫烈(関東学院大学・東地区)

退任: 木村祐佳、三上彰、山家篤夫(以上東地区)、河田隆、前川敦子(以上西地区)

◎「(仮称)図書館システム委員会」設置提案について

図書館の自由委員会ではここ数年来の各種事案から「(仮称)図書館システム委員会」設置の必要性を切実に感じたため、下記提案をおこなっています。関連する部会・委員会にも今後趣旨を説明して協力を呼びかけたいと考えています。

2015 年 5 月 10 日

(仮称)図書館システム委員会の設置について(提案)

(公社)図書館の自由委員会
委員長 西河内靖泰

1. 提案の理由

(1) 図書館システム委員会の必要性

国が高度情報通信ネットワーク社会形成を目指す中、図書館は館種と規模を問わず、管理・運営・サービスなどあらゆる業務でコンピュータとインターネット等情報通信技術の利活用をすすめ、創造的なサービスの多様化及び質の向上を図ってきています。

しかしながら、多くの図書館では情報通信技術の専門知識を持った人材の確保が困難であり、図書館業務の理念を具体的な図書館システムの仕様書として表現・反映させることが困難な状況です。セキュリティの確保、効率性の追求、さらにサーバーホスティング・クラウドの利用、アクセスログを含む図書館利用履歴の取り扱いなどの大きな課題についての対応の困難さはもちろん、貸出・返却・検索・予約・情報サービスといった基本的な業務の用語・概念が不統一なまま図書館システムの調達が行われているのが現状であり、図書館システム導入時および導入後の現場での当惑・ストレスを高めています。

図書館システムのパッケージを基本に導入しているにもかかわらず、正常稼働まで多くの時日を要するケースが、以前から継続して多く存在しています。図書館現場では、業務を分析して仕様書を作成・提示し、しかるべき選定手順を踏んで調達しているはずであるのに、ベンダーでは、図書館ごとの要求の違いに対応するために開発コスト、維持コストが増大しています。こうしたすれ違いの結果、仕様書提示の要求事項をベンダーが実現可能と回答しているのに、稼働後に発注側の要望通りに機能しないという事態すら生まれています。

これらの課題を解決するための第一歩として、まず日本の図書館間で共通のベースを作ることが必要です。そのために、図書館システム委員会を設置することを提案します。

(2) 図書館の自由委員会が提案する理由

図書館システム委員会は図書館業務全般に深く関わる課題に取り組むものであり、本来は各部会・各委員会の総意を以て提案・設置するべきものです。しかし、図書館の自由委員会では、以下の取組みから問題の緊急性に鑑みてこの提案を行うこととしました。

図書館の自由委員会では、システム蓄積情報の外部流出やシステム脆弱性による利用者とのトラブル、利用記録の外部提供など「図書館の自由」の原則に直接関わる事例をきっかけに、図書館利用者の安全性及び信頼性の確保、個人情報の保護のためのルール・方針(ガイドライン)作成に向けて、システム担当者や IT 技術者、セキュリティ研究者と交流し、成果を公表してきました。この取組みをとおして、図書館システムのもつ課題に図書館界をあげて対応する必要性を強く感じました。

2. 活動の内容

図書館システムのあり方について調査研究し、会員及び図書館関係者とベンダー関係者等に成果を提供しまたは公表します。

ここでは、図書館間で共通のベースをもつこと、すなわち標準化について調査研究しますが、これは、特定のベンダーや特定の技術に縛られない仕様書を作成し、各図書館がその仕様に沿って公平に選定できるようにすることを目指すものであって、特定のシステム開発を行うものではありません。特定の技術を推したり、あるいは技術の発展を阻害しようとするものでもありません。

3. 組織

定款第 51 条の規定及び本法人の委員会通則規程第 14 条に基づく委員会とします。

4. 構成員

10 名以内の委員をもって構成し、委員の中から、委員長を互選します。

5. 設置の期間

2015 年度から、おおむね 2 年間を目途とします。

6. 会議・会場

ソーシャルメディアを活用し、必要に応じて日図協の会議室を会場として使用します。
委員会の開催にあたって、事務局職員の同席を求めません。

7. 旅費等経費

委員会通則第 13 条の規定によりますが、当分の間、旅費等を支給しない方針に従います。

以上

◎「図書館の自由に関する宣言」60 周年記念講演会

主催: 公益社団法人日本図書館協会図書館の自由委員会

日時: 2015 年 8 月 8 日(土) 13:30~16:00

会場: 日本図書館協会 2 階研修室 (東京都中央区新川 1-11-14)

講演: 「図書館と表現の自由—法学者からみた図書館の自由宣言」

講師: 松井茂記氏 憲法学者・カナダ・ブリティッシュコロンビア大学法学部教授

著書「図書館と表現の自由」岩波書店 2013 ほか多数

対談: 松井茂記氏+塩見昇氏 大阪教育大学名誉教授

参加費: 無料 事前申し込み不要

問い合わせ: 日本図書館協会総務部 03-3523-0811

昨年(2014 年)は日本図書館協会が「図書館の自由に関する宣言」を総会採択して 60 年でした。日図協・図書館の自由委員会は自由宣言の”還暦”に際し、表題の講演会を行います。

松井茂記氏は『表現の自由と図書館』(岩波書店, 2013 年)の著者です。法学の専門家が図書館、それも図書館の自由を主題とする単行書を上梓されるのは初めてのことです。カナダの大学院大学で憲法とメディア法の教鞭を執られるなか、講演をご快諾くださいました。

自由宣言は「知る自由」を国民の基本的人権であるとし、図書館のもっとも重要な任務は資料と施設を提供してその権利を保障することであると言明します。表現の自由を受け手の側から校正する「知る自由」論は高い先見性を有しました。その後、図書館の近代的革新を提起する『中小都市における公共図書館の運営』を契機として図書館活動が展開する 1979 年、日図協は複文と利用者のプライバシー保護項目を加えて自由宣言を改訂しました。自由宣言第 2(提供の自由)の副文は冒頭で「すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用にきょうされるべきである」とします。

1970 年代には被差別部落や様々な障がいに関わる差別的表現を批判し排除する動きが図書館に及び、80 年代以降は名誉・プライバシーや著作権などの侵害回復を求める訴訟が様々に提起され、図書館に蔵書への注意書き添付や利用制限を求める事例も出てきました。不埒な出版・報道に厳しい世の中の空気と「提供の自由」との狭間で、図書館員の悩みは尽きません。一方、利用制限は市民の知る自由の侵害だとして図書館が損害賠償を求められる裁判も複数提起されてきました。状況はより複雑化しているかのようです。

松井氏は図書館法 2 条「図書館とは…教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」に着目し、図書館の存立目的は、教養を高めるために役立つかどうかに関わらず多様な情報に接する場であることそれ自体に見る、という立場から図書館の資料利用制限に厳しい考察を著されてきました。本書では図書館や利用者の法的地位を明示し、資料の収集・提供、ネット情報へのアクセス、利用者のプライバシーなどについて憲法上の保障と限界を事例を挙げて整理されています。図書館員の悩みに寄り添うようにです。講演では”法的整理のツボ”を伺えるのではないのでしょうか。

講演の後、塩見昇氏と対論していただきます。塩見氏は 79 年改訂自由宣言の起草委員以来永く自由委員会を担われるとともに、米国のマッカーシズムや右翼宗教団体の蔵書攻撃と図書館界の闘いを紹介されました。図書館の自由とは何かを歴史的、構造的に考察した名著『知的自由と図書館』(青木, 1989)ほかご著作多数です。

お二人の縦横かつ奥深いお話が期待されます。

ふるってご参加ください。

(文責: 山家篤夫)

○近刊予告『図書館の自由ニューズレター集成 3 2006-2010』

『図書館の自由ニューズレター集成 1981-2000』及び『図書館の自由ニューズレター集成 2:2001-2005』に続き、『図書館の自由』ニューズレターの 51 号(2006 年 2 月)から 70 号(2010 年 11 月)の主な記事を抜粋編集しています。1981 年 1 月に第 1 号を発行以来、三度の中断はありましたが、2015 年 8 月には本誌第 89 号を発行することができました。第 88 号からは電子版(PDF ファイル・無料)の刊行を基本とし、次号発行時には協会のホームページに公開することとしました。そのため、集成版の刊行は、71 号(2011 年 2 月)から 87 号(2015 年 2 月)の記事の抜粋編集をもって終わりとする予定です。

○『図書館の自由ニューズレター集成 1981-2000』(税込特価 1,000 円)

入手希望の方は本誌申込先までご連絡ください。

○『図書館の自由ニューズレター集成 2 2001-2005』(税込 800 円)

刊行時には施設会員へ配布できませんでしたが、『集成 3』の刊行にあわせて増刷して配布予定です。

○『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年付・図書館の自由に関する事例 2005~2011 年』日本図書館協会図書館の自由委員会編日本図書館協会 2013.7 ¥ 2,000+税

ISBN978-4-8204-1303-5

第 1 章は 2011 年に実施した「図書館の自由に関する全国公立図書館調査」の結果報告。1995 年に実施した同様の調査との比較のほか、資料提供、利用制限の判断、子どものプライバシー、個人情報保護などと司書の配置、館長の有資格との関連等、詳細に分析した。

第 2 章は、『図書館の自由に関する事例 33 選』(図書館と自由 14 集、1997 年刊)、『図書館の自由に関する事例集』(2008 年刊)に続く、2005 年から 2011 年までの図書館の自由に関する事例 14 件を収録した。あわせて、2012 年までの関連年表を掲載した。

○図書館の自由展示パネル「なんでも読める・自由に読める」パネルを追加しました

日本図書館協会図書館の自由委員会は、「図書館の自由」にかかわるさまざまな資料を視覚的に提示し、図書館員や図書館利用者の皆さんに見ていただき、「図書館の自由宣言」などについて知っていただくことを目的とした展示パネルを作成しています。このほど、最近の事例としてパネルを 1 枚追加しました。

無料で貸出していますのでどうぞご利用ください。展示会場で配布できるリーフレット原稿も用意してあります。

◆パネルの概要

- ・B2 横(51×72cm)13 枚
- ・1 枚目 展示パネルの趣旨・略年表
- ・2 枚目 図書館の自由宣言ポスターと JLA の普及活動
- ・3~11 枚目 図書館の自由に関する事例
- ・12 枚目 各地の条例や規程に見る図書館の自由
- ・13 枚目 最近の事例

◆問合せ・申込先日本図書館協会図書館の自由委員会事務局

電話 03-3523-0811 FAX03-3523-0841 somu@jla.or.jp

○「図書館の自由に関する宣言」ポスター、はがき

- ・ポスター(B2 サイズ(515mm×728mm))1 枚 700 円+送料・手数料 300 円
- ・はがき 10 枚 100 円+送料実費

※問合せ・申込先: 日本図書館協会図書館の自由委員会事務局

このほど、日本図書館協会のサイトに掲載しているポスター・はがきの図柄に、自由利用マーク(「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク)をつけました。

http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/jiyusengen_goods.html

利用の際は必ず下記サイトをご確認下さい。

<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>



○図書館の自由委員会からのお知らせは、協会ツイッターアカウントからも提供しています。

冒頭に【自由委員会】と表示していますのでこちらもご活用ください。

日本図書館協会/JLA @JLA_information(https://twitter.com/JLA_information)

「図書館の自由」ニューズレター 電子版 申込みについて

受信を希望するメールアドレスから、電子メールにてご連絡ください。

宛先:njijyu@jla.or.jp (エヌ・エル・ジエイ・アイ・ワイ・ユー・ジエイ・エル・エイ・アットマーク ~)

件名:「新規配信希望」としてください。

本文:個人の場合「氏名・所属等(任意)」

団体の場合「団体名・担当係(者)名」をご記入ください。

※受信希望アドレスから送信できない場合は、本文中に受信希望アドレスをご記入ください。

※2 営業日以内に受領のご連絡をします。返信のない場合はお手数ですが再度ご一報ください。

※読み上げソフト利用の都合などで Word 形式をご希望の方はお知らせください。

- ・PDF ファイルをメールで送信します(次号発行時以降に協会ホームページに掲載予定)。
- ・冊子版送付希望の方へは、実費(1 年分 1000 円)にて申し受けます。
- ・冊子版・電子版両方を購読していただくことも可能です。
- ・購読者以外への電子版の転送については、自由に行っていただけます。
- ・電子版をご自身で印刷し、図書館での閲覧に提供いただけます。

2015 年度の第 2 号目をお送りします。冊子版送付者には前号送付時に 2015 年度分の購読料請求書を同封していますのでお支払ください。冊子版(有料)から電子版(無料)への変更は随時お受けします。ただし 8 月以降にご連絡の場合は、送付済み冊子の実費をご負担いただきますのでご容赦ください。

図書館の自由第 89 号(2015 年 8 月発行)

編集・発行:公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会 年 4 回発行予定。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/Default.aspx>

問合・連絡先:公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会事務局

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

電話(03)3523-0815(企画調査部直通)

Email njijyu@jla.or.jp (エヌ・エル・ジエイ・アイ・ワイ・ユー・ジエイ・エル・エイ・アットマーク ~)

これまでの目次 <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/newsletter.html>

電子版:無料 冊子版:実費・年間 1000 円

冊子版の支払方法:郵便振替、銀行振込で下記へお送りください。

郵便振替口座番号:00980-7-224916 加入者名義:図書館の自由会計係

銀行口座りそな銀行柏原支店国分出張所 普通口座:205-0045182

名義:日本図書館協会図書館の自由委員会
